

お知らせ

申請者各位

令和3年1月25日
経済産業省
農水産室

うなぎの稚魚の輸出承認制度の運用の一部変更について

平素より、うなぎの稚魚の輸出承認制度の運用について御協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）を改正し、令和3年2月1日以降、以下のとおり運用を変更することとします。

（1）輸出承認期間の変更

毎年5月1日から同年11月30日までとしていた輸出承認期間を通年に変更いたします。

（2）申請時の添付書類の変更

輸出承認申請には、「うなぎの稚魚輸出事前確認証交付要領」（令和3年1月25日付け2水推第1343号）に基づき水産庁長官が発行する「うなぎの稚魚輸出事前確認証」（以下「事前確認証」という。）の添付が必要となります。

また、輸出承認申請の添付書類としていた申請理由書は添付不要となります。

令和3年2月1日以降の輸出承認手続の流れについては、別紙を御参照ください。
今後とも、うなぎの稚魚の輸出承認制度への御協力の程よろしくお願いいたします。

<参考リンク>

[うなぎの稚魚の輸出承認について（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）](#)
[うなぎの稚魚輸出事前確認証交付要領（令和3年1月25日付け2水推第1343号）](#)

<事前確認証についての問合せ先>

水産庁増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室（TEL：03-3502-8489）

<問合せ先>
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
調査専門職
TEL：03-3501-0532
FAX：03-3501-6006

(別紙) 令和3年2月1日以降の輸出承認手続の流れ

